

# 社団法人日本トランポリン協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本トランポリン協会といい、外国に対しては、JAPAN TRAMPOLINE ASSOCIATION(略称JTA)という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都立川市羽衣町2-27-9に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるトランポリン界を統括し、代表する団体として、トランポリンの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 トランポリンの普及及び指導
- 2 日本選手権大会及びその他の競技大会の開催
- 3 国際競技大会への代表参加者の選定及び派遣
- 4 競技力の向上を図ること
- 5 トランポリン運動の技能に関する検定会の開催
- 6 審判員・指導員・コーチの講習会の開催及び資格認定
- 7 器具の検定及び認定
- 8 競技規則及び競技者規定の制定
- 9 機関誌等の刊行物の発行並びに資料の収集及び保存
- 10 功労者及び競技成績優秀者の表彰
- 11 日本トランポリン界を代表して、財団法人日本体育協会、及び国際トランポリン連盟等に加盟すること
- 12 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 都道府県におけるトランポリンを統轄する団体の代表者及び理事会の承認を受けた団体の代表者並びに学識経験者で理事会において選任され、総会で承認を受けた者
- 2 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
- 3 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者で総会の議決を経て推薦された者
- 4 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする。

(入会)

第6条 会員となる者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返金しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は所属団体が解散したとき。
- 4 除名されたとき。

第9条 会員が脱会しようとするときは、その事由を付して脱会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この法人の名誉を傷つけたとき、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 2 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 3 会費を2年以上滞納したとき。

## 第4章 役員及び職員等

(役員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

- 1 理事 13名以上18名以内（うち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事3名以内とする。）
- 2 監事 2名

（役員を選任）

第12条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務）

第13条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職を代理し又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。

（監事の職務）

第14条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 1 この法人の財産の状況を監査すること。
- 2 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部大臣に報告すること。
- 4 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

（役員任期）

第15条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員解任）

第16条 役員が次の各号に該当するときは、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

（役員報酬）

第17条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

（名誉会長、顧問及び参与）

第18条 この法人には、名誉会長1名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 5 参与は、理事会の諮問に応ずる。

（事務局及び職員）

第19条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 会議

（理事会の招集等）

第20条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 理事会は、開催日より7日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会の定めるところにより、これを招集することができる。

(理事の定足数等)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第22条 総会は、第5条1の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第23条 通常総会は、毎年2回以上会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

5 理事、監事及び専門委員会の委員長は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は会長とする。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び収支予算についての事項
- 2 事業報告及び収支決算についての事項
- 3 財産目録及び貸借対照表についての事項
- 4 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の3分の2以上が出席しなければ、その会を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 専門部会

(組織及び運営)

第29条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 入会金及び会費
- 3 資産から生ずる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 寄附金品
- 6 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人の財産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とす

る等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎会計年度開始前に文部大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対象表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 補足

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

定款

社員の名簿

役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

財産目録

資産台帳及び負債台帳

収入支出に関する帳簿及び証拠書類

理事会及び総会の議事に関する書類

処務日誌

官公署往復書類

その他必要な書類及び帳簿

2 前項 から までの書類及び同項 の書類は永年、同項 の帳簿及び書類は10年以上、同項 から までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。